

認定スキー指導員規程（内規）

2025年9月24日制定

（任 務）

第1条 認定スキー指導員（以下「認定指導員」という）は、スキーの普及発展のため、京都府スキー連盟が主催する事業並びに当該認定指導員が所属する京都府スキー連盟加盟団体の行事において指導活動を行う。ただし、初心者、初級者、キッズ及びジュニア等への指導活動に限る。

（義 務）

第2条 認定指導員の任務を遂行するため、京都府スキー連盟が主催する認定スキー指導員講習認定会（以下「講習認定会」という）を受講し、認定指導員として認定を受けなければならない。また、任期中は、公益財団法人全日本スキー連盟会員登録（以下「SAJ会員登録」という）を行わなければならない。

（講習認定会参加資格）

第3条 講習認定会参加者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- （1）参加年度の4月1日時点で18歳以上の者。
- （2）参加年度のSAJ会員登録を行っている者。
- （3）京都府スキー連盟加盟団体に所属している者。
- （4）スキー級別テスト2級以上を取得している者。

（講習認定会実施要領）

第4条 講習認定会の実施要領は、次の各号に定める。

- （1）講習認定会は、講習及び講習内検定方式により実施する。
- （2）講習（検定を含む。）は5時間とし、次のカリキュラムを集合講習により実施する。
 - ①実技 4時間（検定を含む。）
 - ②理論 1時間（検定を含む。）
- （3）講習、検定及び判定は、京都府スキー連盟から委嘱された公認スキー検定員資格を有する公認スキー指導員又は公認スキー準指導員が担当する。

（任 期）

第5条 認定指導員の任期は、認定された日から起算し2年間とする。

2 任期中であっても再度認定指導員の認定を受けることができる。その場合の任期は、再度認定された日から起算し2年間とする。

（認定手続）

第6条 講習認定会の合格者は、認定料2,000円の納付をもって認定指導員に認定される。

2 認定指導員を証するため、認定者に認定証を付与する。

（認定の停止）

第7条 任期中にSAJ会員登録のない者または京都府スキー連盟加盟団体に所属していない者は認定を停止する。認定停止中の者は、指導活動を行うことができない。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、京都府スキー連盟教育部理事会の決議による。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、京都府スキー連盟理事長が別に定める。